

「少人数学級の更なる推進等によるきめ細やかで
質の高い学びの実現に向けて」

～教職員定数の改善～

平成23年9月28日

文 部 科 学 省

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議
(中間とりまとめ)

「少人数学級の推進等によるきめ細やかで質の高い学びの実現に向けて
～教職員定数の改善～

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議（中間とりまとめ）

目次

はじめに	1
1. これまでの経緯	
（1）学級編制及び教職員定数の改善経緯	3
（2）新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）の策定、平成23年度予算案の閣議決定及び義務標準法改正法案の国会提出	3
（3）法案に対する国会での修正等	4
（4）改正法成立後の対応	5
2. 少人数学級の効果	
（1）各地における取組の検証や学校現場の声から見られる教育効果	7
① 各地における取組の検証やアンケートの結果	9
② 少人数学級の導入により可能となる教育指導の改善	17
③ 家庭・保護者に及ぼす影響	18
④ 少人数学級が子どもたちに与える効果	19
⑤ 新しい学びへの対応	19
（2）基礎定数の充実による計画的・安定的な人事配置	22
3. 学級規模及び教職員配置の適正化に関する論点と考え方	
（1）今後の少人数学級の推進について	24
（2）基礎定数と加配定数の効果的な組み合わせ	29
① 基礎定数と加配定数	29
② 学校現場の意向を反映した柔軟な学級編制・教職員配置	30
（3）当面充実が必要な加配定数	32
① 学習支援等が真に必要な児童生徒への手厚い支援	32
② きめ細やかで質の高い指導の充実	39
（4）計画的な教職員定数改善について	41
おわりに	43

はじめに

- 少子高齢化やグローバル化が急速に進展する中、学校教育に託された国民の期待は、ますます高くなっている。新学習指導要領の円滑な実施や、いじめ等の教育上の課題に的確に対応し、教員が子どもと向き合う時間の確保を図ることにより質の高い義務教育を実現するためには、より適切な教育環境を整備することが不可欠である。
- なかでも、学校における最も基礎的な学習・生活上の単位である学級の規模の縮小や、個別の教育課題への対応のための教職員配置の適正化は、教育環境整備の中心的な課題であり、これまでに様々な取組が進められてきた。
- 中央教育審議会初等中等教育分科会においても、平成22年3月から今後の学級編制及び教職員定数の改善について検討が開始され、同年7月に少人数学級の推進等を求める提言（「今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）」^{*1}）がとりまとめられた。その後、平成23年度予算案編成過程における議論を経て、政府は、本年2月に、小学校第1学年の学級編制の標準を35人に引き下げることを内容とする「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した。
- 国会審議の過程では、新たな加配事由の創設のほか、教職員定数配分に当たり都道府県教育委員会に市町村教育委員会の意見を十分に尊重することを義務づけることなどについて追加的な議員修正が行われた上で、本年4月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」^{*2}として成立・公布された。
- 改正法の附則において、政府は、学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上その他の必要な措置を講ずることとされた。さらに、国会審議においては、少人数学級の教育効果や、加配定数の十分な確保の重要性などについて様々な指摘がなされた。
- これらを踏まえ、公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関し必要な措置について、文部科学省として検討を行うため、本年6月、文部科学副大臣決定により本検討会議が設置された。

*1 資料編 p 4 8 参照

*2 資料編 p 6 2 ~ p 6 5 参照

○ 検討に当たっては、可能な限り具体的事象に基づいて議論するため、地方における少人数学級の取組状況や教職員配置の実態、学級規模・教職員配置に関する研究成果等について精力的にヒアリングを行いながら検討を進めてきた。

○ 今回の中間とりまとめは、これら地方における取組やヒアリング結果等を踏まえ、改めて少人数学級の効果について現段階での整理を行うとともに、これまで国会等で指摘されてきた論点やそれに対する考え方をまとめたものである。その際、現下の学校現場の状況を踏まえ、当面講じるべき方策について、具体的な内容を示している。

文部科学省においては、本中間とりまとめの趣旨を十分に斟酌し、今後の学級規模及び教職員配置の適正化に最大限の努力をされることを期待する。

なお、今後さらに検討を要する事項については、本検討会議において、引き続き検討を行うこととする。

1. これまでの経緯

(1) 学級編制及び教職員定数の改善経緯

- 公立の義務教育諸学校に関しては、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定めることにより義務教育水準の維持向上に資することを目的として、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「義務標準法」という。）が昭和33年に制定された。
- これまで、7次にわたる教職員定数改善計画^{*3}により、学級編制の標準の引き下げや教職員定数の改善が実施されており、現在の40人学級^{*4}は、昭和55年度からの第5次教職員定数改善計画により実現された。
- 40人学級完成後においては、第6次（平成5～12年）及び第7次（平成13～17年）教職員定数改善計画により、加配定数等が拡充されるなど、教職員定数の改善が推進された。
- 学級編制については、平成13年度以降、都道府県教育委員会が児童生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合には、国の標準を下回る学級編制基準の設定が可能となるなど制度の弾力化が図られており、平成22年度以降、既にすべての都道府県において何らかの学級編制の弾力化が実施されている。^{*5}

(2) 新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）の策定、平成23年度予算案の閣議決定及び義務標準法改正法案の国会提出

- このような中、文部科学省では、平成22年1月より、平成23年度以降の学級編制及び教職員定数の在り方について検討を開始し、国民各層からの意見募集や教育関係団体・有識者の意見聴取等を実施した。さらに、中央教育審議会初等中等教育分科会では、集中的な審議を行い、同年7月26日に「今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）」をとりまとめ、国に対して、学級編制の標準の引き下げや教職員定数の改善、学級編制に関する市町村教育委員会の裁量拡大等を進めることを提言した。

*3 資料編 p 4 5 参照

*4 「40人学級」とは、全ての学級を40人で編制するというものではなく、一つの学年に在籍する児童生徒を40人で割って学級を編制するというものであり、学級編制を行う上で40人がいわば上限となるものである。

*5 資料編 p 8 5、p 9 3～p 9 4 参照

- 文部科学省では、この提言等を踏まえ、平成22年8月27日、平成23年度から公立小中学校における35人以下学級を順次推進すること等を柱とする「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」^{*6}を策定し、その初年度分として、平成23年度概算要求・要望において、小学校第1・2学年で35人以下学級を実施するための経費を「元気な日本復活特別枠」により要望した。特別枠に関する評価会議では、「事業の『内容』は積極的に評価できるが、『改革の姿勢』等の問題がある」とするB評価とされ、「後年度負担の問題も含めた検討が必要」と指摘された。^{*7}
- この結果等を踏まえ、最終的に平成22年12月17日、国家戦略担当大臣、財務大臣、文部科学大臣により、以下の4点について合意がなされた。
 - ① 平成23年度に小学校第1学年の35人以下学級を実現する。
 - ② そのため300人の純増を含む2,300人の定数改善を行うとともに加配定数1,700人を活用する。
 - ③ 35人以下学級については、小学校第1学年について義務標準法の改正により措置する。
 - ④ 平成24年度以降の教職員定数の改善については、学校教育を取り巻く状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、引き続き、来年以降の予算編成において検討する。
- このような経緯を経て、平成23年2月4日、小学校第1学年の学級編制の標準を35人に引き下げることや、都道府県が定める学級編制の基準を「標準としての基準」とするとともに事前協議制を廃止して事後届出制とすること等を内容とする「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日、国会に提出された。

なお、同法案の附則においては、政府は、公立義務教育諸学校における教育の状況その他の事情を勘案しつつ、これらの学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、公立の小学校の第2学年から第6学年まで及び中学校に係る学級編制の標準を順次に改定すること等について検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずることが規定された。

(3) 法案に対する国会での修正等

- 国会審議の場で指摘された主な論点は次のようなものである。^{*8}

- 少人数学級の推進により期待される効果は何か。

*6 資料編 p 49～p 50 参照

*7 資料編 p 51～p 53 参照

*8 資料編 p 54～p 61 参照

- 期待される教育効果と少人数学級の推進に相関関係はあるのか。
- 地方独自の取組も含めて多くの児童が既に35人以下の学級に在籍している中で、国が学級編制の標準を35人に引き下げる意義はあるのか。
- 学級編制の標準の引き下げにあたり、指導方法工夫改善に係る加配定数を基礎定数に振り替えるのは何故か。
- 基礎定数と加配定数の効果的な組み合わせについてどう考えるのか。
- 加配定数の確保充実を図る必要があるのではないか。
- 市町村教育委員会が柔軟に学級編制できる仕組みの導入効果をどう実質化するのか。
- 教職員定数の改善に伴う後年度財政負担についてどう考えるのか。
- 計画的・安定的な教職員定数の改善をどう進めるのか。

- 同法案は、国会審議において、前述のような論点について議論が行われた結果、
 - ・ 小学校における専門的な指導や特別支援教育に係る新たな加配事由を創設すること
 - ・ 教職員定数配分に当たり都道府県教育委員会に対し市町村教育委員会の意見を十分に尊重することを義務付けること
 - ・ 小学校第2学年以降の学級編制の標準を順次に改定すること等の措置を講ずるために必要な安定した財源の確保に努めること
 - ・ 東日本大震災に係る教職員定数の特別措置を講ずること
 等の議員修正が行われた上で、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」として平成23年4月15日に全会一致で可決、成立し、同年4月22日に公布された。

(4) 改正法成立後の対応

- これを受け、文部科学省においては、新たな加配事由を創設するため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令について所要の改正を行った。

また、地方公共団体において今回の法改正の趣旨を十分に踏まえた対応が図られるよう、通知（「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等について（通知）」（平成23年4月22日付け各都道府県教育委員会あて文部科学副大臣通知）^{*9}）を発出した。通知の主な内容は次の通りである。

 - ・ 今回の改正により公立小学校第1学年に係る国の学級編制の標準が引き下げら

*9 資料編 p 6 5 参照

れ、各学校の児童数に基づく学級数等を基礎として算定されるいわゆる基礎定数が増加したことにより、将来にわたる教職員定数の見通しが立てやすくなることを踏まえ、今後各都道府県教育委員会等において正規教員の採用や人事配置をより一層適切に行うことが求められること

- 都道府県において、すでに小学校第1学年において35人以下学級を実施している場合においても、各都道府県において、今回の改正により増加する教職員定数を活用して、他の学年の少人数学級やその他の教職員配置の改善に努めるとともに、各都道府県における教職員配置の改善の状況を適切に情報公開するなど説明責任を果たすことが重要であること
- 市町村教育委員会の権限による自主的な学級編制を教職員定数の配分の観点からも担保できるよう、都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会が柔軟な学級編制を行った場合にも、都道府県教育委員会が定めた学級編制の基準により算定した学級数を踏まえた教職員定数の配置を行うことが適当であること

- 今後、学級規模及び教職員配置の適正化を図るにあたっては、今回の法改正の内容が各地方公共団体・各学校で着実に実施されるようにするとともに、平成23年度の予算編成過程や法案の国会審議等を通じて指摘のあった事項に関して、さらに検討を深めることが肝要である。

このため、本検討会議においては、これまで地方における少人数学級の取組状況や教職員配置の実態、学級規模・教職員配置に関する研究成果等について精力的にヒアリングを行い、可能な限りデータを収集しながら検討を重ねてきた。

これらを踏まえて、本検討会議として、まず改めて少人数学級の推進により期待される教育効果等について現段階における整理を行うとともに、これまで国会審議等を通じて指摘のあった学級規模や教職員配置の適正化に関する論点やそれに対する考え方についてとりまとめた。^{*10}

*10 本検討会議は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員配置について検討を行うものであるが、公立高等学校の教職員定数の在り方については、中央教育審議会初等中等教育分科会に設置された「高等学校教育部会」における今後の高校教育の在り方についての検討結果を踏まえて、検討が行われる必要がある。

2. 少人数学級の効果

(1) 各地における取組の検証や学校現場の声から見られる教育効果

(ポイント)

- 少人数学級については、学習行動、出欠、不登校の改善について積極的な効果が出ている。
- 学力との関係についても、各地の取組から、学級規模を縮小した結果、学習指導面で効果があったという事実を示すデータが数多くある。一方で、学力に影響を与える要因は家庭・地域の状況等を含め様々であり、学級規模と教育効果との相関を的確に捉える分析手法の検討も必要との意見もある。
- また、全国連合小学校長会のアンケート等に見られるように、少人数学級の推進は、学習指導面、生徒指導面の両面で効果があるという意見が大勢を占める。特に、小学校低学年に少人数学級を導入することにより落ち着いて学習できる環境を与え、学校生活に順応させることは、その後の学習・生活指導面にも良い効果があると考えられる。
- 以上のような各地における取組の検証や学校現場の声から分析すると、少人数学級の効果は以下のように整理できる。

少人数学級の導入

学校や教員にとっては・・・

- 子どもたち一人一人に目が行き届き、学習のつまずきの発見や個々の学習進度等に応じた指導が可能となる。
- 子どもたちの発言する機会が増え、自分の考えを発表したり、話し合ったりすることで、表現力を高め、思考を深める授業作りが可能となる。
- 子どもが抱える悩みや相談に親身に応える時間が確保できる。

家庭・保護者にとっては・・・

- 「先生がきめ細かに対応」してくれることにより、学校や教員に対する信頼感が高まる。
- 「家庭との緊密な連携」が図られることにより、学校と家庭が密に連携して子どもを見守り、課題に対処することが可能となる。

子どもたちにとっては・・・

- これまでよりも授業を理解しやすくなったり、授業が楽しいと感じるよ

うになることにより、「学習意欲の向上」、「子どもが勉強好きになった」などの効果に結びつく。

- 学校と家庭の緊密な連携の下、きめ細やかな生徒指導が行われることにより、「子どもたちが落ち着いて学校生活が送れる」、「子どもがクラスに馴染む」などの状況が生じ、「子どもは学校へ行くのを楽しみにしている」などの効果に結びつく。

学習行動の改善、欠席や不登校の減少、学力の向上など各地における取組の検証結果に繋がる。

- 新学習指導要領では、特定の教科に限らず学校の教育活動全体を通じて、観察・実験や論述等の知識・技能を活用する学習活動や言語活動・体験活動を充実。これらを通じ、課題発見・解決能力、コミュニケーション能力等を育成し、すべての教科等でより一層きめ細かい指導を充実させるためには、学級規模そのものの縮小が必要。
- また、少人数学級は、対話・討議等のグループ学習やICTを活用した教育活動など、今後求められる協働的な学びや双方向型の学びなどに対応した授業革新の促進も可能である。学習基盤としての少人数学級の推進と併せて、児童生徒の個々に応じた指導方法の工夫改善を積極的に進めることが必要である。

① 各地における取組の検証やアンケートの結果

ア) 学習行動、出欠、不登校との関係

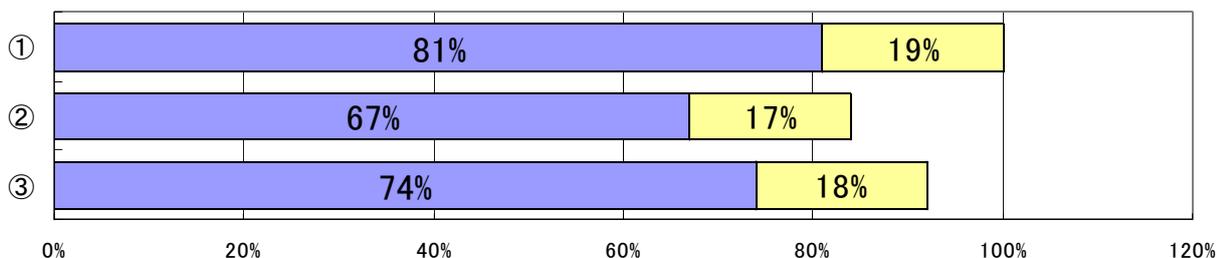
- 各地における少人数学級の取組の検証から、学習行動、出欠、不登校の改善といった点について、少人数学級の導入による積極的な効果が表れている。

〔検証結果1〕

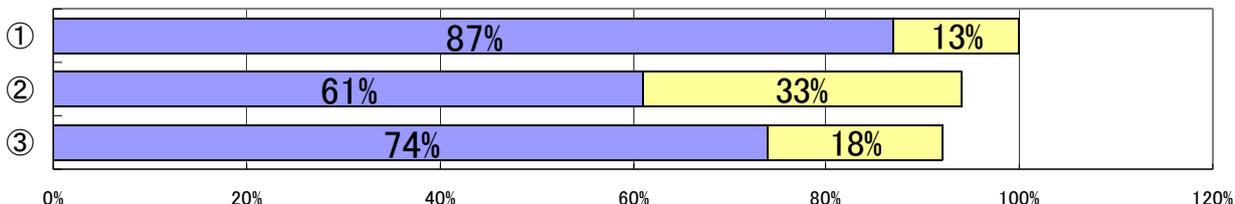
授業中に集中する、授業に積極的に参加するなど学習行動が改善。

実施主体：国立教育政策研究所
 実施時期：平成21年度～22年度
 実施対象：山形県内中学校（2年生）

少人数学級導入後の方が「授業中集中」ようになった生徒が多いか



少人数学級導入後の方が「授業に積極的に参加」ようになった生徒が多いか



①: 平成21年度と比較した平成22年度の平均学級規模が7人以上小さい学校
 ②: 平成21年度と比較した平成22年度の平均学級規模が7人未満小さい学校
 ③: (参考: 全体)

■ 当該項目の内容について1学期末から2学期末にかけて向上した生徒の割合が、平成21年度と比較して平成22年度の方が5ポイント以上高い学校
 □ 当該項目の内容について1学期末から2学期末にかけて向上した生徒の割合に、年度間で差が見られない(差が5ポイント未満)学校

※ 国立教育政策研究所が山形県内の中学校34校を対象に行った33人以下学級（下限21人）の導入前後の同一学年間（中学2年生）の比較調査から、導入前（平成21年度）の生徒より、導入後（平成22年度）の生徒の方が授業中集中するようになったり、授業に積極的に参加するようになったなど学習行動が良くなった生徒の割合が高い学校が多いとの結果が得られて

いる。^{*11}

〔検証結果 2〕

小学校1・2年生の少人数学級の導入により、欠席者率が減少。また、年間30日以上長期欠席者率も減少。

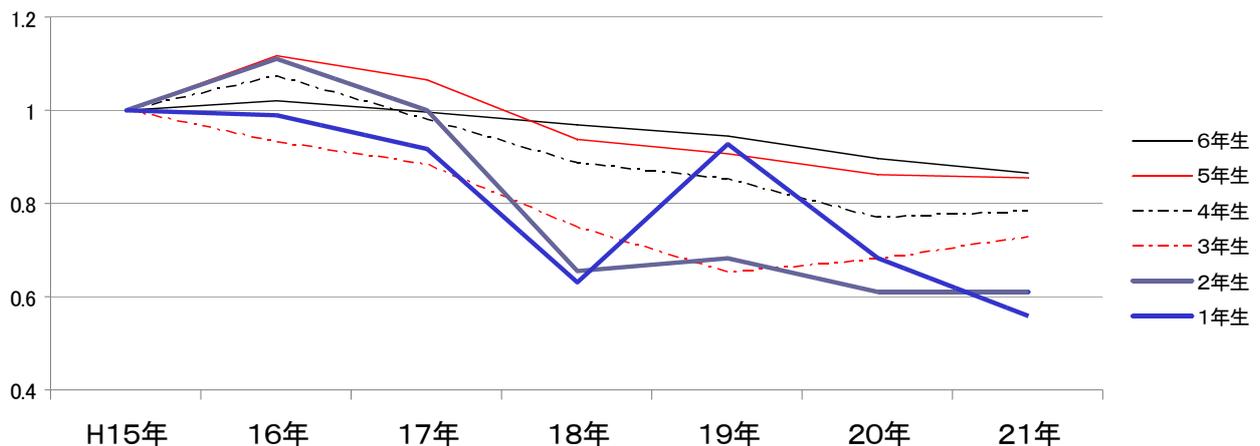
実施主体：大阪府教育委員会
実施対象：大阪府内全小学校

1学期の欠席者率の比較（平成15年度と21年度を比べると、欠席者が延べ18,000人減少）

	1年生	2年生	合計	1学級 40人
H15年度	2.12%	2.05%	2.09%	
H19年度	1.78%	1.85%	1.81%	
H20年度	1.58%	1.66%	1.62%	
H21年度	1.51%	1.53%	1.52%	1学級 35人

[算出方法] 欠席者率 = $\frac{(\text{延べ欠席者} \times 100)}{(\text{在籍児童数} \times \text{授業日数})}$

【30日以上長期欠席者率の推移（平成15年度を1とした場合）】



※ 平成16年度に小学校1年生の少人数学級を導入し、平成19年度からは小学校1・2年生の35人以下学級を実施している大阪府教育委員会における取組効果の検証から、少人数学級の導入以降、1学期の欠席者率が減少するとともに、年間30日以上長期欠席者率が減少したとの結果が得られている。^{*12}

*11 資料編 p 7 2 参照

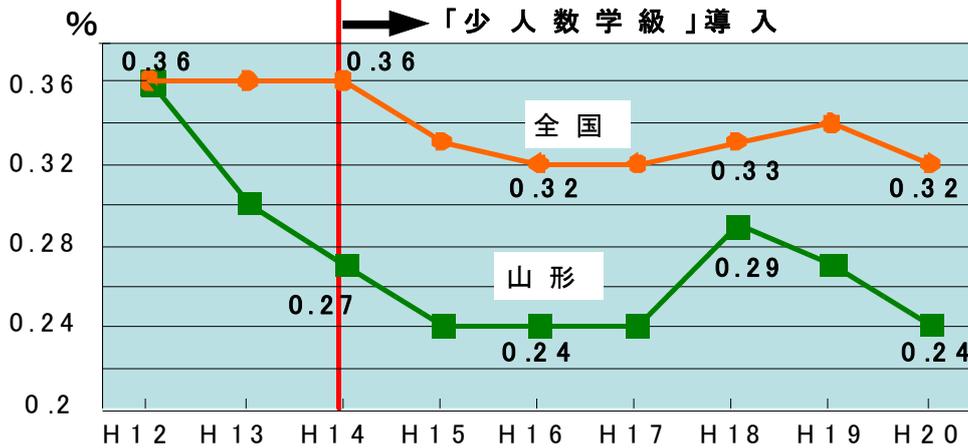
*12 資料編 p 7 0 参照

[検証結果3]

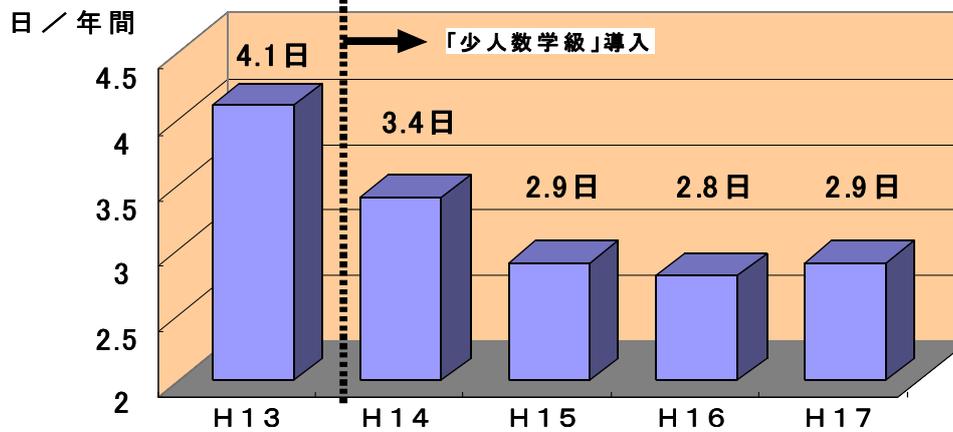
不登校の出現率が下がり、その後も低い水準を維持。また、欠席率も低下。

実施主体：山形県教育委員会
実施対象：山形県内全小学校

小学校不登校児童数（出現率）



欠席率の変化（児童一人あたりの欠席日数）



※ 平成14年度から小学校に33人以下学級（下限21人）を導入（平成14年度から小学校1年生～3年生に導入し、平成16年度からは小学校全学年で実施）している山形県教育委員会における取組成果の検証によれば、山形県の小学校における不登校の出現率について、少人数学級導入前は全国平均と同じであったが、導入後に下がり、その後も低い水準を維持している。また、欠席率（児童一人の年間欠席数の平均）も少人数学級導入後に同様に低下したとの結果が得られている。^{*13}（なお、山形県教育委員会では、平成13年度には国語や算数等で非常勤講師を配置してティームティーチング等の少人数授業を実施している。）

*13 資料編 p 6 9 参照

イ) 学力との関係

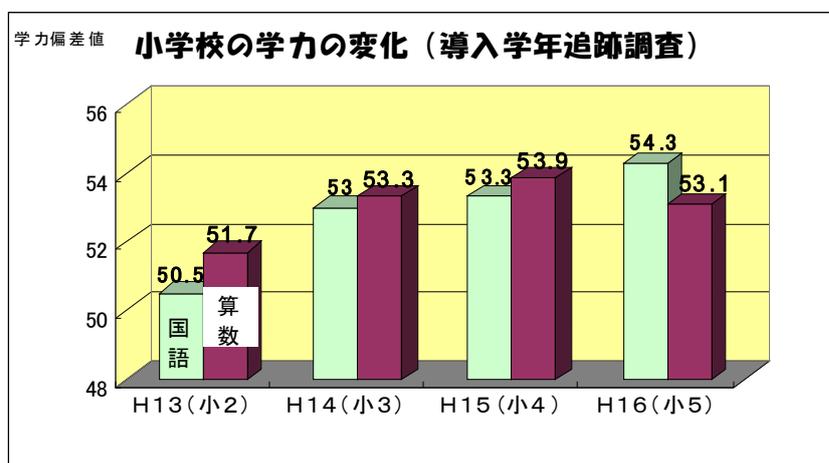
- 学力の関係についても、各地における取組の検証やアンケートの結果では、学級規模を縮小した結果、学習指導面で効果があったという事実を示すデータは数多く存在している。

[検証結果 4]

少人数学級在籍児童の学力が向上し、その後も高い水準を維持。

実施主体：山形県教育委員会

実施対象：山形県内小学校（少人数学級導入学年児童（平成14年度の小学校3年生）の追跡調査）



※ 平成14年度から小学校に33人以下学級（下限21人）を導入（平成14年度から小学校1年生～3年生に導入し、平成16年度からは小学校全学年で実施）した山形県教育委員会における少人数学級導入学年の追跡調査から、少人数学級導入前と比較して学力（全国標準学力検査NRT）の平均が向上し、その後も高い水準を維持し続けたとの結果が得られている。^{*14}

- なお、学級規模と学力の関係については、学力に影響を与える要因は家庭・地域の状況等を含め様々であり、学級規模と教育効果との相関を的確に捉える分析手法の検討も必要であるとの意見もある。

*14 資料編 p 69 参照

ウ) 全国連合小学校長会のアンケート結果等から

- 全国連合小学校長会が平成23年6月に行った小学校1年生の35人以下学級実施の教育効果に関するアンケートの結果等から見られるように、学校現場や保護者の声では、少人数学級の推進は、学習指導面、生徒指導面の両面で効果があるという意見が大勢を占めている。^{*15}

〔検証結果5〕

今回の義務標準法の改正により新たに小学校第1学年へ35人以下学級を導入した小学校の校長や担任教員は、「きめ細かい指導の充実」、「学習意欲の向上」、「授業の活発化」など学習指導全般に効果があり、とりわけ「個別指導の充実」や「提出物の丁寧な添削・評価」について効果が大きいと認識。

生活指導面での効果についても、「家庭との緊密な連携」、「問題行動の減少」など全般に効果があり、とりわけ「きめ細かい指導の充実」や「教員と児童の関係緊密化」に効果が大きいと認識。

また、同クラスの保護者も「先生がきめ細かに対応」、「子どもがクラスに馴染む」など35人以下学級実施の効果があると認識。

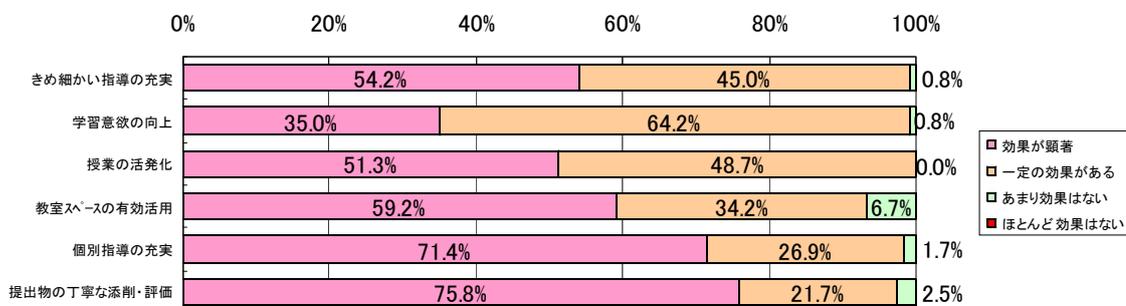
実施主体：全国連合小学校長会

実施時期：平成23年6月

実施対象：平成23年度から新たに小学校第1学年へ35人以下学級を導入した小学校の校長122名、小学校第1学年担任教員244名及び同クラスの保護者891名

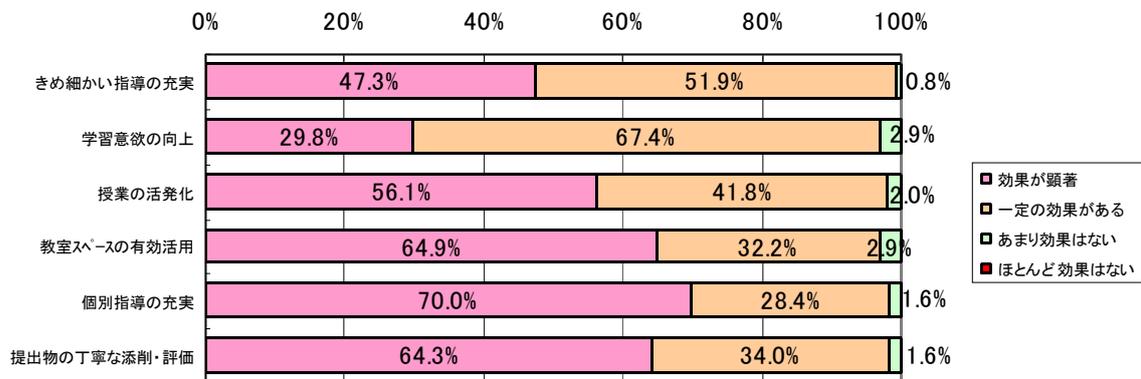
【小学校1年生の35人以下学級実施による学習指導面での効果について】

校長



*15 資料編 p 74～p 80 参照

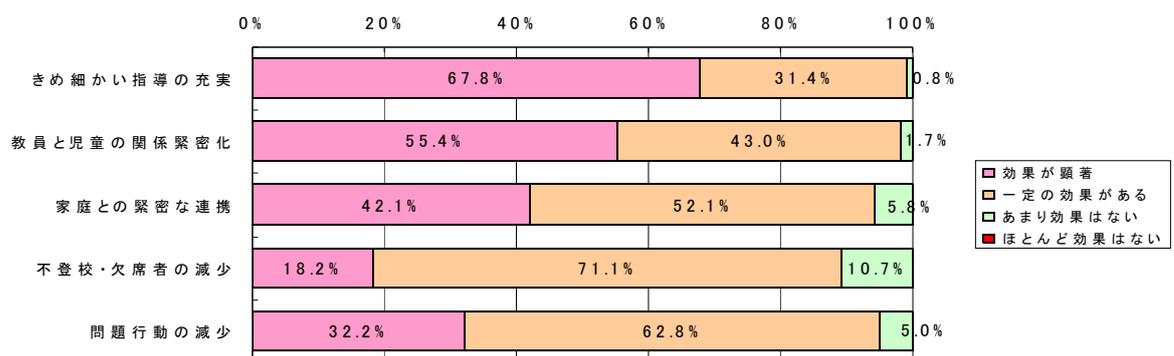
担任



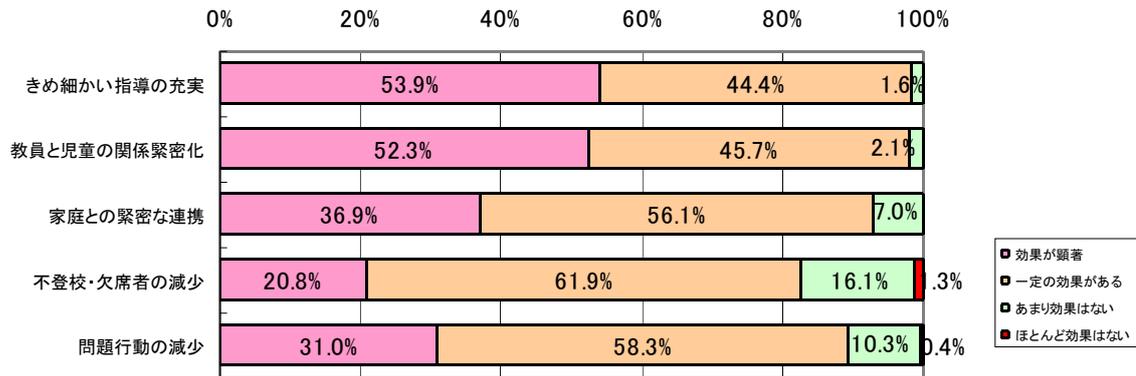
※ 全国連合小学校長会が平成23年6月に今回の義務標準法の改正により新たに小学校第1学年～35人以下学級を導入した小学校の校長122名、小学校1年生の担任教員244名及び同クラスの保護者891名を対象に行った小学校1年生の35人以下学級実施の教育効果に関するアンケートから、「きめ細かい指導の充実」、「学習意欲の向上」、「授業の活発化」、「教室スペースの有効活用」、「個別指導の充実」、「提出物の丁寧な添削・評価」の全ての項目において、担任教員や校長からの回答の9割以上が肯定的な回答となっている。なかでも、「個別指導の充実」、「提出物の丁寧な添削・評価」の面で効果が顕著であるとの回答が6～7割以上と非常に高くなっている。

【小学校1年生の35人以下学級実施による生徒指導面の効果について】

校長



担任



※ 同アンケートにおいては、小学校1年生の35人以下学級実施の生活指導面での効果についても、「きめ細かい指導の充実」、「教員と児童の関係緊密化」、「家庭との緊密な連携」、「不登校・欠席者の減少」、「問題行動の減少」の全ての項目において、担任教員や校長からの回答の8割以上が肯定的な回答となっている。なかでも、「きめ細かい指導の充実」、「教員と児童の関係緊密化」の面で効果が顕著であるとの回答が半数以上と高くなっている。

【小学校1年生の35人以下学級実施による効果について】

保護者



※ また、同アンケートにおいては、保護者からの回答でも、小学校1年生の35人以下学級実施の効果について、「先生がきめ細かに対応」「子どもがクラスに馴染む」「子どもが勉強好きになった」など全ての項目において、効果を「非常に感じる」「ある程度感じる」とした回答が8割以上と高くなっているという結果が得られている。

〔検証結果6〕

一人ひとりの進度に合わせた指導、落ち着いた学校生活、きめ細かい家庭連絡など少人数学級の効果を教員・保護者は肯定的に評価。

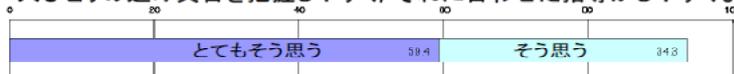
実施主体：大阪府教育委員会

実施対象：大阪府内の小学校270校

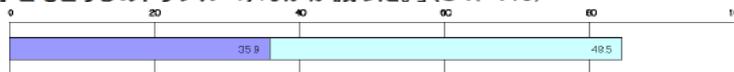
【平成22年度大阪府少人数学級編制効果検証】

《教員の評価》

「一人ひとりの進み具合を把握しやすく、それに合わせた指導がしやすくなった。」(93.7%)



「子どもどうしのトラブル・けんかが減った。」(84.4%)

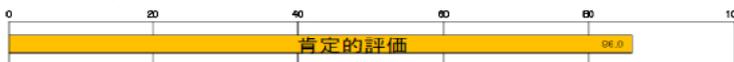


「子どもたちが落ち着いて学校生活が送れる」(94.1%)



《保護者の評価》

「先生は、家庭連絡等きめ細かい対応をしている。」(86.0%)



「子どもは、学校へ行くのを楽しみにしている。」(92.0%)



※ 平成16年度に小学校1年生の少人数学級を導入し、平成19年度からは小学校1・2年生の35人以下学級を実施している大阪府教育委員会における取組効果の検証では、教員からは「一人ひとりの進み具合を把握しやすく、それに合わせた指導がしやすくなった」、「子どもたちが落ち着いて学校生活が送れる」など、保護者からは「先生は家庭連絡等きめ細かい対応をしている」、「子どもは、学校へ行くのを楽しみにしている」という項目で少人数学級の効果を肯定的に評価しているとの結果が得られている。^{*16}

- 全国連合小学校長会が行ったアンケートの結果等から見られる小学校1年生での少人数学級導入の学習指導、生活指導の両面にわたる効果は、小学校低学年が学校生活への適応の上で重要な時期であることを踏まえると、その後の学年における学習・生活指導面にまで良い効果を及ぼすものと考えられる。このように、特に、小学校低学年において少人数学級を導入し、落ち着いて学校生活に順応させることは、その後の学年での学校生活への波及効果の観点からも重要であると考えられる。

*16 資料編 p 7 1 参照

② 少人数学級の導入により可能となる教育指導の改善

- 各地における取組の検証やアンケートの結果から見られる少人数学級導入の効果は以上のとおりであるが、少人数学級導入とこうした効果との因果関係を考える上では、少人数学級の導入が学習行動の改善や欠席・不登校の減少などの効果に結びつくプロセスについて検討することが必要である。
- この点について、全国連合小学校長会が行ったアンケート結果等から、まず、少人数学級の導入は、学校や教員が行う教育指導に関し、次のような改善を可能にすると整理できる。

<子どもたち一人一人に目が行き届いた学習指導>

子どもたち一人一人に目が行き届き、学習のつまずきの発見や個々の学習進度等に応じた指導が可能となる。

- 前述の全国連合小学校長会が行ったアンケートでは、少人数学級の実施により、学習指導面で「きめ細かい指導の充実」、「個別指導の充実」、「提出物の丁寧な添削・評価」などについて効果があったとの結果が出ており、また、大阪府教育委員会の取組効果の検証でも多くの教員が「一人ひとりの進み具合を把握しやすく、それに合わせた指導がしやすくなった」と評価している。
これらを踏まえると、少人数学級の導入は、子どもたち一人一人に目が行き届き、学習のつまずきの発見や個々の学習理解・興味関心に応じた指導を可能にしていると考えられる。

<発言する機会を増やし、思考力を深める授業づくり>

子どもたちの発言する機会が増え、自分の考えを発表したり、話し合ったりすることで、子どもたちの表現力を高め、思考を深める授業作りが可能となる。

- 前述の全国連合小学校長会が行ったアンケートでは、少人数学級の実施により「授業の活発化」や「教室スペースの有効活用」などに効果があったとの結果が出ている。
少人数学級の導入は、授業の中で子どもたちの発言する機会を増やし、自分の考えを発表したり、話し合ったりすることを助長するものであり、子どもたちの表現力を高め、思考を深める授業づくりが行いやすくなると考えられる。
また、グループ討議や発表等を通じて、子どもたち同士が学び合い、考えを高め合うような協働型、双方向型の学習を進める観点に立った授業改善にも資する。

<きめ細やかな生活指導>

子どもが抱える悩みや相談に親身に応える時間が確保できる。

○ 前述の全国連合小学校長会が行ったアンケートでは、少人数学級の実施により、生徒指導面で、例えば、「きめ細かい指導の充実」、「教員と児童の関係緊密化」、「家庭との緊密な連携」などについて効果があるとの結果が出ている。

これらを踏まえると、少人数学級の導入により、各教員が指導する子どもの数が減少し、その分、一人ひとりの子どもが抱える悩みや相談に親身に応える時間が確保できることになると考えられる。

○ もとより、質の高い教育を実現するためには、子どもたちの実態に応じたきめ細やかな指導を行うための十分な時間を確保することが必要である。しかし、経済協力開発機構（OECD）が行った国際調査では、日本の小学校教員の勤務時間は他国と比較して長く、授業以外の生活指導や事務作業等に多くの時間を費やしている実態が伺える。^{*17}また、平成18年に文部科学省が実施した教員勤務実態調査でも、教員の残業時間が増加しており^{*18}、多くの教員が「授業の準備をする時間が足りない」と感じているとの結果が出ている^{*19}。このような状況を改善する点からも、少人数学級の推進による教育環境の改善が必要との意見も強い。

③ 家庭・保護者に及ぼす影響

○ 前述の全国連合小学校長会が行ったアンケートや大阪府教育委員会の取組効果の検証からは、少人数学級の導入によって②で示した学校や教員の教育指導の改善が行われることにより、家庭・保護者に次のような影響を及ぼすと考えられる。

○ 子どもたち一人一人に目が行き届き、「先生がきめ細かに対応」してくれるようになることにより、家庭・保護者の学校や教員に対する信頼感が高まる。

○ 教員が子どもの悩みや相談に応える時間を確保でき、「家庭との緊密な連携」を図れるようになることにより、学校と家庭が密に連携して子どもを見守り、対処することが可能となる。

*17 Education at a Glance 2011(OECD) TableD4.1

*18 資料編 p 129 参照

*19 資料編 p 130 参照

- このように、学校と家庭が信頼感を持って子どもを見守り、連携して課題に対処できるようになることは、子どもが学校や家庭に対して安心感や信頼感を持つことに繋がり、子どもの学習面や生活面に良い影響を及ぼすものと考えられる。

④ 少人数学級が子どもたちに与える効果

- 前述の全国連合小学校長会が行ったアンケートや大阪府教育委員会の取組効果の検証からは、②で示した少人数学級の導入による教育指導の改善が行われ、③で示したように学校と家庭が信頼感を持って密に連携して子どもを見守り、対処できるようになることにより、子どもたちに次のような効果が及ぶと考えられる。

- 子どもたち一人一人に目が行き届き、個々の学習進度等に応じた指導が行われることにより、これまでよりも授業を理解しやすくなったり、授業の中で発言する機会が増えることとなり、「学習意欲の向上」、「子どもが勉強好きになった」などの効果に結びついている。
- 学校と家庭の緊密な連携の下、きめ細やかな生活指導が行われることにより、「子どもたちが落ち着いて学校生活が送れる」、「子どもがクラスに馴染む」こととなり、「子どもは学校へ行くのを楽しみにしている」などの効果に結びついている。

- 以上のように、少人数学級の導入は、学校や教員の教育指導の改善（②）、それを受けた家庭・保護者への影響（③）というプロセスを経て、子どもたちの学習意欲が向上し、学校へ行くのが楽しくなるなどの効果（④）を及ぼしていると考えられる。そして、これらの効果（②、③、④）が相俟って、①で示したような子どもたちの学習行動の改善、欠席や不登校の減少、学力の向上といった各地における取組の検証結果に繋がっているものと整理できる。

⑤ 新しい学びへの対応

- 近年の知識基盤社会の進展やグローバル化等を踏まえ、新学習指導要領では、特定の教科に限らず学校の教育活動全体を通じて、観察・実験やレポートの作成、論述等の知識・技能を活用する学習活動や言語活動・体験活動を充実させている。これらの活動によって、課題発見・解決能力や論理的思考力、コミュニケーション能

力^{*20}等の育成を効果的に行い、すべての教科等でより一層きめ細かい指導を充実させるためには、学習指導の基盤である学級規模そのものの縮小が必要である。

- また、これからの学校教育は、上述のような21世紀を生きる子どもたちに求められる力を育むために、従来のような一方向・一斉授業による学びのみならず、発表の機会の増加や対話・討議等のグループ学習、ICTを活用した教育活動などを授業の中で意図的・計画的に設定するなど、協働的な学びや双方向型の学びを推進することが求められている。^{*21}

少人数学級は、こうした新しい学びに対応した授業革新を促進していくことも可能とするものである。

- 換言すれば、少人数学級の推進は、きめ細やかで質の高い指導のための基本的な教育環境の整備であり、それと相俟って学校や教員が具体的な授業改善など指導方法の改善を推し進めることによって、子どもたちへの教育効果が一層高まり、保護者の期待にも応えることになる。少人数であることで教員の目が行き届き、児童生徒の発言の機会を増やせるなどのメリットを活かして教員が指導上の創意工夫を図り、児童生徒一人一人により丁寧な指導を行うという指導の改善を伴うことで少人数学級の効果が一層発揮されることに留意すべきである。

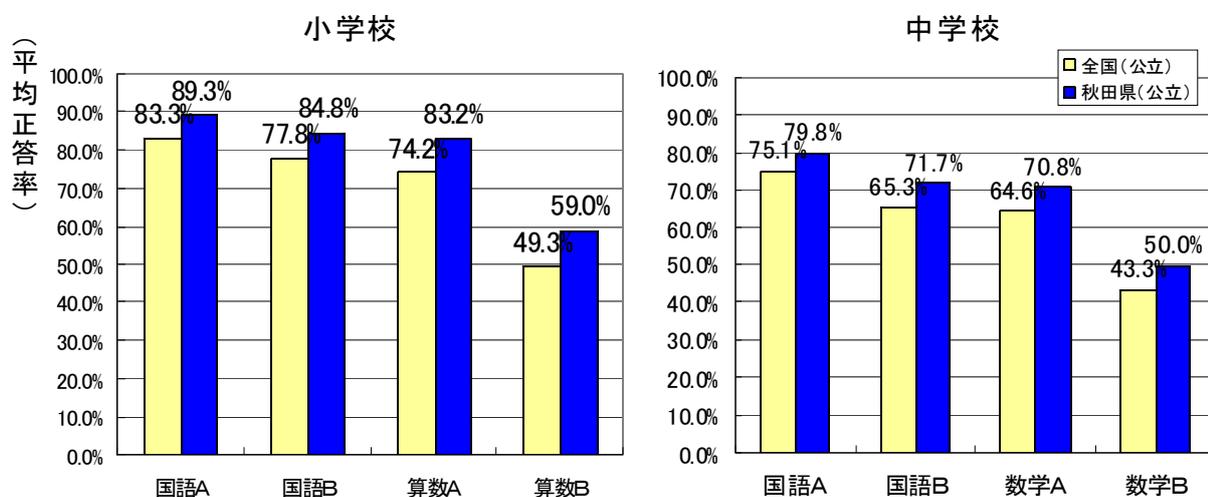
- 例えば、平成19年度から実施された全国学力・学習状況調査で4年連続上位の秋田県では、平成13年度より他県に先駆けて少人数学級に取り組み、平成23年度現在、小学校1年生から3年生、中学校1年生の30人程度学級を実施しているが、他の学年においてティームティーチングや少人数指導を組み合わせて実施しているほか、授業の中で子どもたちに自分の考えを発表する機会を与えたり、学級の友達の間で話し合う活動を行うことに積極的に取り組んでおり、これらの取組を通じて学習成果を上げている。^{*22}

*20 「子どもたちのコミュニケーション能力を育むために～「話し合う・創る・表現する」ワークショップへの取組～」(平成23年8月29日コミュニケーション教育推進会議 審議経過報告)においては、多文化共生時代の21世紀において育むことが極めて重要なものとしてのコミュニケーション能力を「いろいろな価値観や背景をもつ人々による集団において、相互関係を深め、共感しながら、人間関係やチームワークを形成し、正解のない課題や経験したことのない問題について、対話をして情報を共有し、自ら深く考え、相互に考えを伝え、深め合いつつ合意形成・課題解決する力」と捉えている。

*21 この点について、国立教育政策研究所が、新学習指導要領のねらいを実現するために必要な学習指導過程の時間配分と実際の授業での時間配分の対比分析を行っている。それによれば、例えば、小学校5年生の理科で理想的な授業を行うには75分が必要であるが、45分授業という時間的制約を前提とすると、学級規模を縮小することにより教員が児童生徒一人一人と関わる時間が増え、きめ細かな指導ができるようになり、同じ45分の授業時間内でも一人ひとりが確かな学力の定着向上を図ることができるようになるとしている。(資料編 p 81 参照)

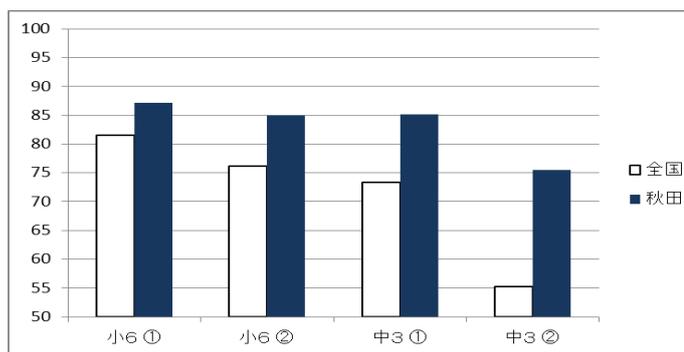
*22 資料編 p 66～p 67 参照

平成22年度「全国学力・学習状況調査」結果



【平成22年度「全国学力・学習状況調査」結果】

※「①自分の考えを発表する機会が与えられている」「②学級の友達の間で話し合う活動をよく行っている」について、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合



(単位：%)

○ こうした例に見られるように、少人数学級の教育効果を最大限発揮させるためにも、学習活動の基盤としての少人数学級の推進と併せて児童生徒の個々に応じた指導方法の工夫改善を積極的に進めることが重要であり、各地における取組の検証を行いつつ、さらに効果的な指導方法について検討していくことも必要である。

(2) 基礎定数の充実による計画的・安定的な人事配置

(ポイント)

- 国の学級編制の標準を引き下げることによって、各学校・学年の児童生徒数に基づく学級数等の客観的な指標に応じて算定される基礎定数が増加。このことにより、各都道府県教育委員会において、将来にわたる教職員定数の見通しが立てやすくなり、計画的・安定的な人事配置の拡充にも資する。
- 配分の予見可能性が高い基礎定数が増加することにより、公立小中学校の設置者であり学級編制権を有する市町村教育委員会や学校現場にとっても、見通しをもった教育活動を展開しやすくなる効果がある。
- 都道府県教育委員会においては、教職員の年齢構成に配慮しつつ、中長期的な見通しを持って今後の教職員の採用・配置を行うことが必要。国としては、公務員の定年延長の動向、今後の教員の資質能力向上方策などを視野に入れつつ、教職員の養成・採用・配置が円滑に行われるようその在り方について検討することが必要。

- 教職員定数の算定上、基礎定数は、各学校における児童生徒数に基づいた学級数等に応じていわば自動的に算定されるものであり、国が学級編制の標準を引き下げることによって、この基礎定数が増加する。
- 毎年度の予算状況の影響を受ける加配定数とは異なり、上述のように、基礎定数は学級数等の客観的な指標に基づいて算定し措置される定数であることから、都道府県教育委員会においては、基礎定数の増加により、将来にわたる教職員定数の見通しが立てやすくなり、計画的・安定的な教職員の採用・配置が拡充されることにつながる。
- なお、近年、学校に配置される教職員のうち、臨時的任用職員や非常勤講師などのいわゆる非正規の教職員が増加する傾向がある。^{*23}これらの教職員については、少人数指導などの指導方法工夫改善等の実施に重要な役割を担っている一方で、研修などによる中長期的な資質向上の取組が不十分となるなどの課題が指摘されている。
- また、基礎定数は、配分の予見可能性が高いことから、公立小中学校等の設置者であり学級編制権を有する市町村教育委員会や学校現場にとっても、見通しを持って教育活動を展開しやすくなるという効果がある。
- このような基礎定数の充実による教職員定数の改善は、昭和55年度からの第5次教

*23 資料編 p 145 参照

職員定数改善計画以降、行われていなかったものであるが、国が学級編制の標準を引き下げることによって基礎定数が増加することにより、上述のような課題の解消や効果が期待される。

- なお、教職員の年齢構成については、現在、各都道府県ごとに差異は見られるものの、全国的に見れば40代・50代に相当偏った状態にある。今後の大量退職に伴う教育的知識・技術の継承などの課題に対応し、学校の活力を維持・向上させるため、都道府県教育委員会においては、教職員の年齢構成に配慮し、中長期的な見通しを持って今後の教職員の採用・配置を行うことが求められる。国としては、こうした取組に対して、適切な情報提供等の支援を行う必要があり、公務員の定年延長の動向、今後の教員の資質能力向上方策などを視野に入れつつ、教職員の養成・採用・配置が円滑に行われるようその在り方について検討する必要がある。

3. 学級規模及び教職員配置の適正化に関する論点と考え方

(1) 今後の少人数学級の推進について

(ポイント)

- 新学習指導要領を円滑に実施し、今後もきめ細やかで質の高い教育を実現していくため、小中学校の35人以下学級について、順次その取組を進めていくことが必要。
 - 少人数学級の推進に当たっては、少人数学級やその下での指導方法工夫改善、さらには、学級編制の弾力化措置による教育効果の検証を引き続き十分行い、説明責任を果たしつつ進めることが重要。
 - また、少人数学級の推進に必要な財源については、今後も、児童生徒の減少に伴う教職員定数の自然減や、定年退職者の増加等教員の年齢構成の変化に伴う給与減等を有効に活用していくことが必要。
- ☆ 当面、小学校第2学年の35人以下学級の実施を最優先に取り組むべき。

(小学校第2学年の35人以下学級の実施を優先する理由)

- 小学校低学年は、児童が小学校教育に適応する上で重要な時期。この時期に学習習慣を確立することや集団活動における規律の着実な習得などができる教育環境の整備が早急に求められること
 - 小学校第1学年に引き続き、切れ目なく小学校第2学年の35人以下学級を進めることについて、保護者からの要望が極めて多く、また、地方自治体や教育関係団体からの来年度予算要求に係る要望においても優先度が高くなっていること
 - 全国連合小学校長会の調査によれば、小学校第1, 2学年では約5割がクラス替えを行っていないのが現状であり、国の学級編制標準の引き下げが行われなかった場合、進級時にクラス替えを行わざるを得ないケースが生じることになるが、これは低学年の児童の学校生活への適応や学級経営の充実等の観点から望ましくないこと
 - 進級に伴って前年度より学級の規模が大きくなると、家庭学習をはじめとする生徒の学習に対する取組に悪影響を及ぼすとの調査結果があり、こうした事態は避けるべきであること
- さらに、新学習指導要領の下で学習内容が増加・高度化している中学校についても、学習基盤としての学級の少人数化への対応が必要であり、35人以下学級をできるだけ速やかに実施していくことが必要。

- 義務教育は一人一人の人生のスタートラインであり、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成する上で、その水準の維持向上を図ることが重要である。OECD加盟国の中でも一学級当たり児童生徒数が平均より相当程度大きい我が国において、今後の少人数学級の実現は、グローバル化が進展する社会に生きていくための人材育成の基盤づくりに重要な役割を果たすことになる。^{*24}
- 少人数学級は2. で整理したとおり、学習行動の改善、欠席や不登校の減少、学力の向上などの効果をもたらすものである。新学習指導要領が求める新しい学びに対応し、すべての教科等で一層きめ細かい指導を充実させるためにも、また、学習集団だけでなく生活集団として一人一人に応じた生活指導を行いやすくする観点からも、少人数学級を更に推進していくことが必要であり、35人以下学級について、順次その取組を進めていくことが必要である。
- その際には、少人数学級やその下での指導方法工夫改善、さらには、学級編制の弾力化措置による教育効果の検証を引き続き十分に行い、説明責任を果たしながら少人数学級を推進していくことが重要である。
また、後述するように、少人数学級の推進に必要な財源については、少子化による児童生徒数の減少に伴う教職員定数の減少や、定年退職者の増加等教員の年齢構成の変化に伴う給与費の減少等を有効に活用することが必要であり、地方公務員の定年延長等の状況も踏まえ、国や地方の財政状況を勘案しつつ、可能な限り追加的な財政負担を伴わないように努力する必要がある。
- 少人数学級の推進に関しては、当面、以下の理由により小学校第2学年の35人以下学級の実施を最優先に取り組むことが必要である。

① 小学校低学年は、児童が小学校教育に適応する上で重要な時期であり、この時期に落ち着いて学校生活に順応させ、学習習慣を確立することや集団活動における規律などを着実に習得させることは、その後の学年での学校生活への波及効果の観点からも重要であることから、教育環境の整備が早急に求められる。また、家庭の教育力の低下が指摘されている中で、基本的な生活習慣が備わっていない児童への指導も必要であり、幼稚園との連携も図りつつ、取り組んでいく必要がある。

各都道府県においても、39県において小学校第2学年における35人以下学級を実施に移している実態があり、学校現場でのニーズが極めて高い。^{*25}

*24 資料編 p 138、p 140 参照

*25 資料編 p 85、p 93～p 94 参照

- ② 小学校第1学年に引き続き、切れ目なく小学校第2学年以上の35人以下学級を進めることについては、保護者からの要望が極めて多く、また、地方自治体や教育関係団体からの来年度予算要求に係る要望^{*26}においても優先度が高くなっている。
- ③ 平成23年1月及び6月に全国連合小学校長会が行った調査の結果では、小学校第1、2学年においては約5割がクラス替えを行っていない。^{*27}国が、小学校第2学年の学級編制の標準を引き下げなかった場合、小学校第1学年から第2学年への進級時にクラス替えを行わざるを得ないケースが生じることになるが、こうした事態は、各学校のクラス替えに関する判断を制約するものであり、低学年の児童の学校生活への適応や学級経営の充実等の観点から望ましくない。
- ④ 国立教育政策研究所の研究によると、進級に伴って前年度より学級の規模が大きくなった場合、家庭学習をはじめとする生徒の学習に対する取組に悪影響を及ぼすとの結果^{*28}が得られており、こうした事態は避けるべきである。

- さらに、新学習指導要領の下で学習内容が増加・高度化している中学校についても、小学校高学年から中学校への移行期におけるいわゆる「中1ギャップ」などの課題が指摘されており、学習基盤としての学級の少人数化への対応が必要であり、35人以下学級をできるだけ速やかに実施していくことが必要である。

*26 資料編 p 105～p 107 参照

*27 資料編 p 82～p 83 参照

*28 資料編 p 73 参照

◆ 地方独自の取組も含めて多くの児童が既に35人以下の学級に在籍している中で、国が学級編制の標準を35人に引き下げる意義

- 地方独自の取組も含めて多くの子どもたちが既に35人以下の学級に在籍している中で、国が学級編制の標準を35人に引き下げるのは地方から国への負担転嫁ではないかとの指摘がある。
- 国の学級編制の標準を35人に引き下げる意義は、学級規模という極めて重要かつ基本的な教育基盤に関し、国の責任において必要な財政措置を行い、全国一律に35人以下学級に係る教育の機会均等を保障することである。
- 国が学級編制の標準を35人に引き下げることにより、以下のような効果がある。
 - ① 平成13年度の学級編制の弾力化以降、地方独自の少人数学級を実施する都道府県が年々拡大しているものの、その実施状況には地域によって隔たりがある。36人以上の学級に在籍している児童生徒が小学校で約19%、中学校で約40%、それぞれ約100万人以上（小学校第2学年においては、約8%、約8万人）に上っている状況において、国が学級編制の標準を引き下げることにより、これらの児童生徒について35人以下学級が実現でき、教育の機会均等が図られる。
 - ② 国の責任において35人以下学級を保障することにより、既に地方独自の措置により少人数学級を実施している場合であっても、増加する教職員定数を用いて、他の学年の少人数学級やその他の教職員配置の充実に活用することが可能となり、さらに少人数学級等が推進されることが期待される。
- 現実に、平成23年度に国が義務標準法を改正して小学校第1学年の学級編制の標準を35人に引き下げたことに伴い、これまで小学校第1学年で35人以下学級が行われていなかった7県で35人以下学級が完成した^{*29}ほか、18県で他の学年に独自の少人数学級が拡大し、40県で加配定数等の拡充も含めた教職員配置の改善が図られており、国による35人以下学級の実施により各地で教育環境の整備が一層促進されている。^{*30}
- 今後とも、国は、学級編制基準の引き下げが地方から国への負担転嫁ではなく教育条件のさらなる改善に繋がることを促すため、地方における取組状況を継続的に

*29 平成22年度において36人以上の学級に在籍していた小学校第1学年の児童数は、7.7万人であり、小学校第1学年の児童数全体の7.1%であった。

*30 資料編 p 9 2 参照

把握し適切に情報公開していくことが望まれる。

◆◆ 平成23年度予算における指導方法改善加配定数の基礎定数への振り替え

- 平成23年度予算においては、小学校第1学年の国の学級編制の標準を35人に引き下げるに当たって必要とされる4,000人の教職員定数（基礎定数）のうち、1,700人については既存の指導方法工夫改善の加配定数を振り替えて活用している。
- 指導方法工夫改善の加配定数は、少人数指導やチームティーチング等を実施するための定数であるが、平成16年度から、都道府県教育委員会の判断により、少人数学級を実施する場合についても、関係する学校を研究指定校とすることにより、教育指導の改善に関する特別な研究が行われているものとして、この加配定数を活用することを可能としている。
- 今回の1,700人分の定数は、平成22年度に各都道府県において現に少人数学級に活用していた上記加配定数の9,200人のうち小学校第1学年で活用していた人数相当分であり、これを小学校第1学年に係る国の学級編制の標準を35人に引き下げるに当たって必要とされる教職員定数に振り替えたものである。
- 加配定数の振り替えに当たっては、先行して少人数学級を実施していた都道府県の意欲をそぐことのないよう、全ての都道府県について一律の割合で基礎定数への振り替えが行われた。
なお、1,700人の加配定数の振り替えを含め小学校1年生の35人学級の実施に伴う4,000人の定数増の各都道府県への措置によって、すべての都道府県において平成23年度の教職員定数増が実現されているところである。
- このことについて、今回の検討に当たって関係団体から寄せられた意見では、小規模な学校では学級編制の標準の引き下げによる恩恵は少なく、むしろ加配定数が削減されることによるデメリットが大きい等の意見もあった。

(2) 基礎定数と加配定数の効果的な組み合わせ

① 基礎定数と加配定数

(ポイント)

- 基礎定数は、学級数等の客観的な指標に基づいて算定されるものであり、都道府県教育委員会において、将来にわたる教職員定数の見通しが立てやすく、計画的・安定的な教職員の採用・配置に資する。また、公立小中学校の設置者であり、学級編制権を有する市町村教育委員会や学校現場にとっても、定数配分についての予見可能性が高いことから、見通しを持った教育活動の展開に資する。
- 一方、加配定数は、都道府県教育委員会からの申請に基づいて毎年度の予算の範囲内で配当されるものであり、学級数等に基づいた一律の算定式では必ずしも対応することが難しい、学校や地域の課題へのきめ細やかな対応に資する。また、個別の教育課題への対応や特別な指導方法の実施など特定の教育政策目的に沿った取組を促進する機能を有している。
- 既に多くの学校に配当され、本来的に全国の学校において行われるべき指導上の工夫改善に関する加配については、安定的・計画的配置が可能となるよう、その申請、配分の仕組みの在り方を検討していくことが必要。
- 基礎定数、加配定数はともに学校教育に重要な役割を果たすものであり、今後、基礎定数を充実する方向で検討するとともに、加配定数についても市町村教育委員会や学校現場の意向を十分踏まえて、必要な加配定数の確保・充実を図っていくことが重要。

- 基礎定数と加配定数は、義務標準法上、両者の合算により各都道府県ごとの教職員定数の標準を算定することとされている。各都道府県教育委員会においては、これに基づいて独自の定数を加えるなどして、各市町村教育委員会に対して、その意見を十分聴いて、学校の種類ごとに定数配分をすることとされている。
- 基礎定数は、各学校における児童生徒数に基づく学級数にそれぞれの学校規模に応じた一定の数を乗じることを基本とし、一定規模以上の児童生徒数の学校について複数配置のための加算を行うなど客観的な指標に基づいて算定されるものである。このため、基礎定数は、都道府県教育委員会において、将来にわたる教職員定数の見通しが立てやすく、計画的・安定的な教職員の採用・配置に資する。また、公立小中学校の設置者であり、学級編制権を有する市町村教育委員会や学校現場にとっても、基礎定数は定数配分についての予見可能性が高いことから、見通しを持った教育活動の展開に資する。

- 一方、加配定数は、都道府県教育委員会からの申請に基づいて毎年度の予算の範囲内で必要な教職員数が確保され、都道府県教育委員会において、公立小中学校の設置者である各市町村教育委員会からの申請に基づいて配当されるものである。このため加配定数は、学級数等に基づいた一律の算定式では必ずしも対応することが難しい、学校や地域の個別の課題へのきめ細やかな対応に資する。また、個別の教育課題への対応や特別な指導方法の実施など特定の教育政策目的に沿った取組を促進する機能を有している。
- 加配定数については、毎年度、国や都道府県の予算状況の影響を受けることから、計画的・安定的な教職員の採用・配置を行いにくくする要因になっているとの指摘もある。加配定数の中でも、既に多くの学校に配当されており、ティームティーチングや少人数指導など、教育水準向上の観点から本来的に全国の学校において行われるべき指導上の工夫改善に関する加配については、安定的・計画的配置が可能となるよう、その申請、配分の仕組みの在り方を検討していくことが必要である。
なお、基礎定数の算定に当たっての客観的な指標について、よりの確な設定の在り方について検討する必要があるという指摘もある。
- 基礎定数と加配定数はともに学校教育に重要な役割を果たしており、今後、教職員定数の改善に当たっては、基礎定数を充実する方向で検討する一方で、加配定数についても、公立小中学校の設置者である各市町村教育委員会や学校現場の意向を踏まえて、必要な加配定数の確保・充実を図っていくことが重要である。
- 基礎定数と加配定数のそれぞれの機能を踏まえて、両者がその効果を最大限発揮できるよう適切に組み合わせた教職員定数の改善や教職員配置の適正化について、引き続き検討を行うことが必要である。

② 学校現場の意向を反映した柔軟な学級編制・教職員配置

(ポイント)

- 各学校の児童生徒の実態等に応じて、最も効果的な教育活動を展開できるよう、市町村教育委員会や学校の意向を十分反映した学級編制・教職員配置が行われることが望ましい。
- 今回の制度改正を踏まえ、都道府県教育委員会は、定数配分に関して、市町村教育委員会からのヒアリング等により一層の意思疎通を図り、学校現場の意向を反映した柔軟な学級編制・教職員配置を支援することが必要。
- 国においては、都道府県教育委員会が少人数学級を実施することができる

定数を確保した上で、学校現場の状況に応じて、少人数学級、少人数指導、チームティーチングなどを選択して実施するような先進的な取組について十分な効果検証も行いつつ、促進していくことが必要。

☆ 柔軟な学級編制や教職員配置についての先進的な取組事例について、十分な効果検証も行いつつ周知することにより、各地における取組を促進することが必要。

- 今回の法改正では、
 - ・ 都道府県教育委員会が定める学級編制の基準を「従うべき」基準から「標準」としての基準とすること
 - ・ 都道府県教育委員会との事前協議を廃止して事後届出とすること
 - ・ 教職員定数の決定に当たり、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の意見を聴き、その意見を十分に尊重しなければならないこと
 - ・ 市町村教育委員会が児童生徒の実態を考慮して、都道府県教育委員会が定めた基準を超えて学級編制を行う場合でも、都道府県教育委員会が定めた学級編制の基準により算定した学級数を踏まえた教職員定数の配置を行うことができることなどが規定された。これを踏まえて、各学校の児童生徒の実態等に応じて、最も効果的な教育活動を展開できるよう、市町村教育委員会や学校の意向を十分反映した学級編制・教職員配置が行われることが望ましい。

- 県費負担教職員の給与を負担し、教職員定数の配分権限を有する都道府県教育委員会においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、市町村教育委員会に対し、学級編制についてのヒアリングの場等を通じて一層の意思疎通を図るよう努め、地方自治体独自の取組も含めて、学校現場の創意工夫を支援することが必要である。

- 京都府教育委員会では、小中学校において少人数学級編制が可能となる定数を市町村ごとに一括配当し、その上で、市町村教育委員会が配当された定数を活用して、学校や児童生徒の状況に応じて、少人数学級、少人数指導、チームティーチング等を選択できることとする方式により、配当された教職員の弾力的かつ効果的な活用に努めている。^{*31}

- 今後、児童生徒の実態に即し、学校現場の意向を反映した学級編制の弾力化や教職員配置を推進する観点から、京都府教育委員会等にみられるような先進的な取組について、十分な効果検証も行いつつ周知することにより、各地における取組を促進していくことが必要である。

*31 資料編 p 86～p 89 参照

(3) 当面充実が必要な加配定数

①学習支援等が真に必要な児童生徒への手厚い支援

(ポイント)

(i) 中学校における経済的な困難を抱える生徒など学習支援が必要な生徒への対応

○ 社会的格差の再生産・固定化が指摘される中、一人一人が共通の社会参加のスタートラインにつくことができる「学びのセーフティネット」を構築し、多様な学習機会を確保するため、経済的困難を抱える子どもたちなど学習支援が必要な子どもたちへの支援を積極的に行おうとする学校に対する支援が必要。その際、効果の検証を行い、さらに効果的な取組を推進。

☆ 学習内容が高度化する中学校において、小学校段階での学習内容の定着や学習上のつまづき解消などの学習支援のための取組（補充学習や少人数指導、小中連携のための体制整備等）を行おうとする学校に対して加配措置を行うとともに、その効果の検証を行うべき。

(ii) 発達障害等障害のある児童生徒のための通級指導の充実など特別支援教育への対応

○ 近年増加している発達障害等障害のある児童生徒のための通級指導や特別支援学校のセンター的機能の充実など特別支援教育の一層の充実への対応が必要。このことは、障害者基本法に規定された可能な限りの「配慮」を実行する観点にも整合。

☆ 通級指導が必要な児童生徒に対する特別の指導を行うための加配定数を充実するべき。また、特別支援学校における特別支援教育コーディネーターの配置についても必要な加配定数を確保するべき。

(iii) 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への学習支援

○ グローバル化の進展に伴って、近年、我が国の公立学校に在籍する日本語指導を行う必要のある児童生徒が増加しており、そのための教職員体制の一層の充実が必要。

☆ 日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する特別の指導を行うための加配定数を充実するべき。

(iv) 東日本大震災により被災した児童生徒のための学習支援等

○ 東日本大震災により被災した心のケアが必要な児童生徒に対する学習支援に引き続き取り組むことが不可欠。また、学校が地域コミュニティの中心的役割を担い、より積極的な地域連携を図ることや、東日本大震災を教訓とした先導的な防災教育を推進していくための体制整備に対する支援が必要。

☆ 被災県の状況や要望を十分に踏まえて、被災した児童生徒についての家庭との連携や個別の学習支援等への対応、地域連携や防災教育に係る体制整備のために必要な加配措置を講ずるべき。

(i) 中学校における経済的な困難を抱える生徒など学習支援が必要な生徒への対応

- OECD生徒の学習到達度調査（PISA2009）においては、読解力を中心に我が国の生徒の学力は全体としては改善傾向にある一方、トップレベルの国々に比べると下位層の割合が多いという調査結果が示されている。^{*32}また、小・中学校の教員の6割以上が、児童生徒間の学力格差が大きくなったと感じているというアンケート調査結果もある。^{*33}
- 全国学力・学習状況調査の平均正答率と家庭の世帯収入の相関をみると、家庭の世帯収入が低くなるにしたがって平均正答率も低くなるという調査結果があり、家庭の経済状況の格差が学力に影響を及ぼしているという指摘がある。^{*34}また、児童生徒の就学援助率と学力との間に負の相関があるというデータも存在している。^{*35}

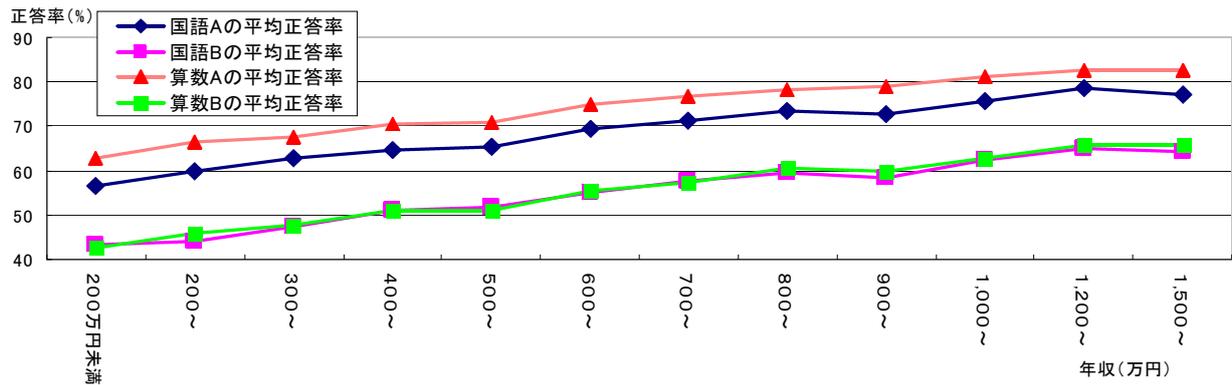
*32 資料編 p 1 2 2 参照

*33 資料編 p 1 2 1 参照

*34 資料編 p 1 1 7 参照

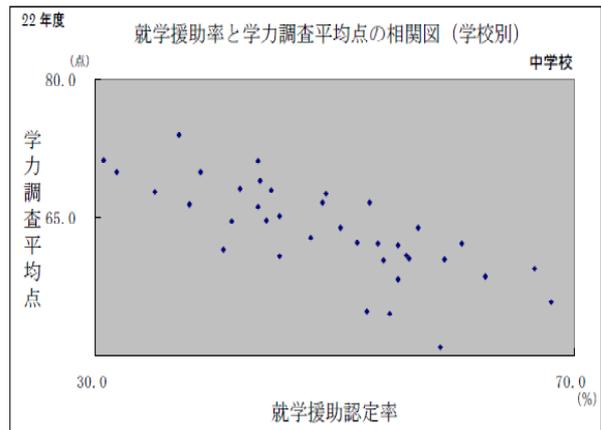
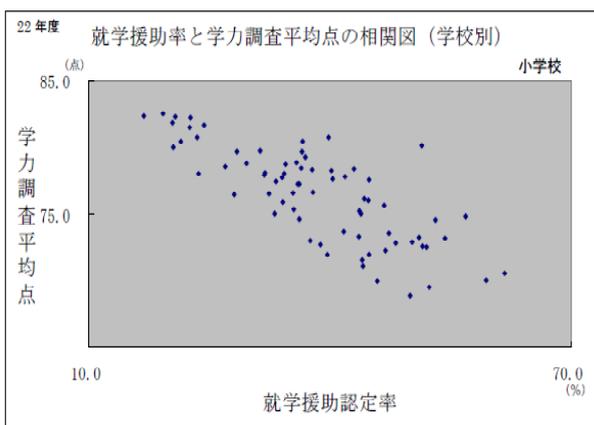
*35 資料編 p 1 1 5 参照

【お茶の水女子大学委託研究（平成20年度）より文部科学省作成】



※ お茶の水女子大学に委託して実施した調査研究（5政令都市の100校の公立小学校第6学年の児童の担任教員及び保護者を対象に平成20年度全国学力・学習状況調査の結果との関連を調査したもの）において、世帯年収が多いほど、子どもの学力（正答率）が高くなるとの結果が得られている。

【就学援助率と学力調査平均点の相関図（学校別）（足立区教育委員会）】



※ 足立区教育委員会が、足立区で小学校第2学年から中学校第3学年までを対象に実施している学力調査の平均点と区内の各公立小中学校の就学援助認定率について平成22年度における関係を調査したところ、各学校の就学援助認定率が高くなるほど学力調査の平均点が低くなる傾向があるとの結果が得られている。

○ 近年の厳しい経済情勢を背景に、就学援助を受ける児童生徒の数は増加傾向にある。家庭の経済状況と将来の進学に相関関係があることを示すデータもあり、進路がその後の就労形態や所得に影響することを通じて、世代を超えた格差の再生産・固定化に結びついているとの指摘もある。^{*36}

*36 資料編 p 114、117 参照

○ こうした状況の中で、一人一人が共通の社会参加のスタートラインにつくことができる「学びのセーフティネット」を構築し、多様な学習機会を確保するため、経済的な困難を抱える子どもたちなど学習支援が必要な子どもたちへの支援を積極的に行おうとする学校に対する支援が必要である。

○ とりわけ中学校は、義務教育の最終段階として、義務教育の目標を完成させる使命を負っているが、子どもたちが思春期に入り、学習内容も高度化するため、小学校段階に比べ授業の理解度が低下したり、問題行動等が増加するといった多くの課題を抱えている。^{*37}

義務教育段階における学びのセーフティネットとして、中学校において、経済的理由等により十分な学習環境を享受できない生徒の学力向上や、小学校段階での学習内容の定着や学習上のつまづきの解消などの学習支援のための取組（補充学習や少人数指導、小中連携のための体制整備等）を行おうとする学校に対して加配措置を行うとともに、その効果の検証を行うことが必要である。

(ii) 発達障害等障害のある児童生徒のための通級指導の充実など特別支援教育への対応

○ 本年4月の義務標準法改正では、発達障害等障害のある児童生徒のための通級指導の充実など特別支援教育に関する加配事由が拡大されたところである。

○ 近年、特別支援教育の対象となる児童生徒数は増加の一途を辿っている^{*38}。比較的軽度の障害のある児童生徒に対して、各教科等の指導を主として通常の学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う通級による指導を受けている児童生徒数も毎年増加している。特に、通級指導を受けている注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）、自閉症、情緒障害の児童生徒が増加傾向にある。

○ 発達障害等障害のある児童生徒のための通級指導への対応に関しては、平成5年から加配措置を実施しているが、対象児童生徒の増加と相俟って、通級指導のための加配措置の充実を求める現場からの要望もますます高まっている。

○ 一方、特別支援学校においては、地域の小・中・高等学校等における支援を要する児童生徒の教育に関し、助言・指導等を行うセンター的機能を強化するため、特

*37 資料編 p 108、p 124 参照

*38 資料編 p 110～p 111 参照

別支援教育コーディネーターの役割がより重要になってきている。

また、特別支援学校に在籍する児童生徒が、特別支援学校の近隣の小中学校や当該児童生徒の居住する地域の小中学校等との間で交流及び共同学習を実践するための事業等も推進されている。

- 今回の検討に当たって関係団体から寄せられた意見の中でも、LD、ADHD等の児童への対応に係る加配教員の充実や、特別支援学校のセンター的機能を充実させる観点から特別支援教育コーディネーターの配置充実を求める意見が多く寄せられたところである。
- 本年8月に公布・施行された障害者基本法の一部改正^{*39}では、国及び地方公共団体は、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」との規定が盛り込まれた。
また、同法では、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」としている。
障害者基本法に規定された可能な限りの「配慮」等を実行するためにも、これらの児童生徒のための通級指導や、小中学校等を支援し、交流及び共同学習の一層の促進を図るための特別支援学校の体制整備の充実が求められる。
- 以上のような発達障害等障害のある児童生徒の増加や障害者基本法の改正など特別支援教育を取り巻く状況を踏まえ、発達障害等障害のある児童生徒に対し通級指導を行うための加配定数を充実するとともに、特別支援学校における特別支援教育コーディネーターの配置のための加配定数を確保することが必要である。

(iii) 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への学習支援

- 我が国では、従来より、国際人権規約における規定等を踏まえ、公立の小学校、中学校等では入学を希望する外国人の子どもを無償で受け入れる等の措置を講じており、これらの取組により、外国人の子どもの教育を受ける権利を保障している。
- このような方針の下で、グローバル化の進展に伴って、近年、我が国の公立小・中・高等学校に在籍する日本語指導を行う必要のある外国人児童生徒は増加しており、平成22年9月1日、約2万9千人となっている。このほか、日本国籍を有する

*39 資料編 p 113 参照

日本語指導が必要な児童生徒も約5千人存在している。これらの児童生徒の多くは小中学校に在籍しており、その学校数も年々増加している。^{*40}

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、現に小・中学校で日本語指導を受けている者は約2万3千人で、その割合は約80%となっている。^{*41}

- 「学びのセーフティネット」の観点からは、これらの児童生徒に我が国で生活していくために必要となる日本語や知識・技能を習得させることも重要であり、外国人児童生徒等を受け入れる学校において日本語指導を行うための加配措置の一層の充実が必要である。

(iv) 東日本大震災により被災した児童生徒のための学習支援等

- 本年3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けた地域に所在する学校及び震災後に被災した児童生徒を受け入れた学校においては、被災児童生徒に対する学習支援を行うこと、心身の健康の回復のための特別の指導を行うこと等が喫緊の課題になっている。そのため、今回の法改正の附則において、国及び教育委員会は、教職員の定数に関し、こうした事情に迅速かつ的確に対応するために必要な特別な措置を講ずることとされている。
- 東日本大震災により被災した児童生徒に関しては、学習の遅れや学習進度の開き、心身の健康にかかる教育相談等に対応するため、被災した都道府県教育委員会等からの申請を踏まえ、本年4月と6月の2度にわたり被災県等の小中学校に合計986人の教職員定数の加配措置が講じられている。
これにより、校舎、学校施設等の損壊や長期にわたる避難所での生活等により、被災前と比べ非常に厳しい教育環境下に置かれている被災児童生徒に対し、放課後等を利用した家庭訪問・避難所訪問による個別指導など学習面から心のケアまできめ細かな対応が行われている。
- 今後、被災地の復旧・復興に伴い、教育環境の整備が進められていく一方、次年度以降においても、間借り校舎や仮設校舎等不十分な教育環境下での学校活動を余儀なくされるケースが見込まれることから、引き続き、家庭訪問等を通じた家庭との緊密な連携や個別の学習支援等への対応が必要となる。
- また、学校などの学びの場を地域全体が支え、これを拠点として災害に強い仕組

*40 資料編 p 109 上段参照

*41 資料編 p 109 下段参照

みを構築していくことが重要であり、特に被災地においては、学校が地域コミュニティの中心的役割を担い、より積極的に地域との連携を図っていくための体制整備が必要である。

さらに、東日本大震災を教訓としつつ、先導的な防災教育を推進していくことも重要である。そのため、児童生徒の生活体験や具体的事例と抽象的知識とを関連づけながら、災害という事象を対象として総合的な観点から児童生徒の能力伸長を図るための体制整備も必要となる。

- 以上のように、東日本大震災により被災した心のケアが必要な児童生徒に対する学習支援等を継続していく必要があることや、地域連携や防災教育の推進にあたり、学校の教職員が中心的な役割を果たすことを踏まえ、これらの取組を行うための体制整備に対する加配措置が今後とも必要である。

② きめ細やかで質の高い指導の充実

(ポイント)

(i) 小学校における専科指導の充実

- 小学校において、専科指導を推進することにより、専門的な指導が充実するとともに、一人の児童に対して複数の教員がかかわることで、多角的にその様子を見ることができるとともに、十分な効果検証を行いつつ、小学校における専科指導の実施のための教職員体制の整備に対する加配措置が必要。
- ☆ 小学校において専科指導の充実のための教職員体制の整備（例えば、理科教育の充実のため、小中連携による中学校教員による授業や、複数教員による指導等の取組を実施する体制の整備）に取り組む学校に対して加配措置を行うとともに、その効果の検証を行うべき。

(ii) 地域連携による質の高い教育の充実

- コミュニティ・スクールの取組や外部人材を活用した教育活動など、地域の協力を得て学校が質の高い教育を実現するためには、地域人材の発掘や学校行事等への協力依頼、学校教育活動との調整等を担う地域連携のコーディネート機能の強化が必要。このため、一定期間、学校運営や教務面に精通した学校の教員や事務職員がそのような役割を担うことにより先進的な取組を行う学校に対して加配措置を行い、十分な効果検証も行いながら、その成果を全国に展開することが必要。
- ☆ コミュニティ・スクールや小中学校の連携など地域連携により質の高い教育に取り組む学校に対して、先進的な研究を推進するとともに、その成果を周知すべき。

(i) 小学校における専科指導の充実

- 本年4月の義務標準法改正では、小学校における専門的な知識・技能に係る教科等に関する専門的指導のための加配措置が創設された。小学校における専科指導に関しては、今回の検討に当たって関係団体から寄せられた意見の中でも、特に小学校高学年において実技教科以外でも専科指導を充実することを求める意見が多く寄せられたところである。
- 小学校における専科指導については、教員が自らの得意分野を活かして実施するもの、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなど、その在り方は様々である。基礎学力の向上や中学校への円滑な接続の観点から、教科担任制と少人数授業の組み合わせにより複数の教員が指導をしたり、小・中連

携推進の一環として、兼務発令された中学校の教員が小学校の授業を行うなど、各学校の状況等に応じた取組みが進められている。

- 教科別に見ると、年間を通じて一つの学年の全学級を対象に教科担任制を実施している教科等のうち、実技系の教科以外では、理科が小学校高学年で約3割の実施率となっており、近年増加傾向にある。^{*42}こうした状況の背景には、新学習指導要領の主な改善事項として理科教育の充実があげられており、そのための教育条件整備として小学校高学年における専科教員による教育の充実が求められているということがある。
- 小学校において専科指導を導入することは、専門的な指導の充実とともに、学級担任制がとられている小学校において一人の児童に対して複数の教員がかかわることを通じて、学校での学習や生活の様子を多角的に見ることができるようになるという利点もある。
- こうした取組を行うためには、例えば、理科教育の充実のため、中学校教員による授業や、複数教員による指導等の取組を実施する体制の整備が必要であり、このような取組を行う学校の体制整備に対する加配措置が必要である。その際、各学校における取組効果の検証を行い、更に効果的な小学校における専科指導への改善に繋げていくことが重要である。

(ii) 地域連携による質の高い教育の実現

- 学校教育の質を高めるためには、コミュニティ・スクールの取組や外部人材を活用した教育活動など地域人材の協力を得ることが重要である。このため、学校においては、地域人材の発掘や学校行事等への協力依頼、学校教育活動との調整、小中連携等を担う地域連携コーディネート機能の強化が必要である。
- また、こうした取組を行い、地域づくりの核として学校が機能するためには、学校運営や教育課程に精通した教職員がコーディネーターとしての役割を担うことが望ましいとの声が強い。これにより、小中学校間の連携を強化して教育活動を充実することや、学校の有する物的・人的資源やネットワークをより有効に活用することができ、地域の課題を学校やその施設等を使って解決する「協働の場」として機能させることにも資すると考えられる。

*42 資料編 p 104 参照

- このため、一定期間、学校の教員や事務職員がコーディネーターとしての役割を担い、コミュニティ・スクールの実践や地域の小中学校が連携した教育活動など先進的な取組を行う学校に対して、加配措置を行い、十分な効果検証もしながら、その成果を全国に展開することが必要である。

(4) 計画的な教職員定数改善について

(ポイント)

- 都道府県教育委員会が将来の見通しを持って計画的・安定的な人事配置を行ったり、学校現場で見通しをもった教育活動を展開する観点から、計画的な教職員定数の改善が必要。
- 教職員定数改善に当たっては、後年度の財政負担についても考慮が必要。少子化による教職員定数の自然減や教員の年齢構成の変化による給与費の減少等を踏まえ、可能な限り追加的な財政負担を伴わないよう努力しながら、計画的に定数改善を推進すべき。
- 将来的な税制改正など国・地方の財政構造の変化にも留意が必要。

- 都道府県教育委員会において、将来の見通しを持って計画的・安定的な人事配置を行ったり、学校現場で見通しを持った教育活動を展開しやすくする観点から、計画的な教職員定数の改善が必要である。教育委員会、学校現場からも、国が新たな教職員定数改善計画を策定して、これに基づき学級規模や教職員定数の改善を進めることを求める意見が強い。
- 一方、現在の財政状況の下で、少人数学級の実施等の教職員定数改善を行うにあたっては、各年度の財政負担のみならず、後年度へ及ぼす財政負担についても十分考慮することが必要である。
- 教職員定数の改善は、給与費等の一定の財政負担を伴うものであるが、少人数学級の実施に当たっては、そのために必要な教職員数すべてが純増となるわけではない。義務標準法上、児童生徒数の増減に伴って教職員定数も増減するため、少子化により児童生徒数が減少している現在、教職員定数は毎年度減少しており（いわゆる「自然減」）、今後、この自然減は増加傾向にある。また、今後、定年退職者が増加する傾向にあり、教員の年齢構成の変化による給与費の減少も見込まれる。^{*43}

*43 資料編 p 49、p 142 参照

- これら財政負担が減少する要素のほか、地方公務員の定年延長等の状況も含めて中長期的に国・地方における財源確保の状況を見通しつつ、可能な限り追加的な財政負担を伴わないよう努力しながら、計画的な教職員定数改善の在り方について具体的な検討を行うことが必要である。

また、将来的な税制改正など国・地方の財政構造の変化にも十分留意する必要がある。

おわりに

- 今回の中間とりまとめにおいては、少人数学級の効果についての様々なデータの分析・検証を行うとともに、学級編制や教職員配置の適正化に関し、これまで各方面で指摘されてきた論点についてまとめ、それに対する考え方を整理した。その上で、改めて本検討会議として速やかに講ずるべき方策として提言した事項をまとめると以下の通りである。

〔速やかに講ずるべき方策〕

(少人数学級の推進)

- ☆ 小学校第2学年の35人以下学級の実施を最優先に取り組むこと

(柔軟な学級編制・教職員配置)

- ☆ 都道府県教育委員会が少人数学級を実施することができる定数を確保した上で、学校現場の状況に応じて、少人数学級、少人数指導等を選択して実施する取組など柔軟な学級編制や教職員配置に関する先進的な取組事例について、十分な効果検証も行いつつ、国が周知することにより、各地における取組を促進すること

(加配定数の充実)

- ☆ 学習内容が高度化する中学校において、小学校段階での学習内容の定着や学習上のつまずきの解消などの学習支援のための取組（補充学習や少人数指導、小中連携のための体制整備等）を行おうとする学校に対して加配措置を行うとともに、その効果の検証を行うこと
- ☆ 日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の指導を行うための加配定数を充実すること
- ☆ 通級による指導が必要な児童生徒に対する特別の指導を行うための加配定数を充実すること、また、特別支援学校における特別支援教育コーディネーターの配置についても必要な加配定数を確保すること
- ☆ 東日本大震災の被災県の状況や要望を十分に踏まえて、被災した児童生徒についての家庭との連携や個別の学習支援等への対応、地域連携や防災教育に係る体制整備のために必要な加配措置を講ずること
- ☆ 小学校において専科指導の充実のための教職員体制の整備（例えば、理科教育の充実のため、中学校教員による授業や、複数教員による指導等の取組を実施する体制の整備）に取り組む学校に対して加配措置を行うとともに、その効果の検証を行うこと
- ☆ コミュニティ・スクールなど地域連携によって質の高い教育に取り組む学校に対して、加配措置を行い、先進的な研究を推進するとともに、その成果を周知すること

- また、今後、本検討会議において、引き続き検討が必要であると考えられる事項をまとめると以下の通りである。これらの事項については、本検討会議において、できるだけ速やかに考え方の整理等を行い、可能なものについては具体的な提言を行っていくこととしたい。

〔今後さらに検討が必要な事項〕

- 学級数等の客観的な指標に基づいて算定される基礎定数と、都道府県からの申請に基づいて毎年度の予算の範囲内で配当される加配定数に関し、それぞれの機能を十分に果たすよう適切に組み合わせた教職員定数配置の在り方
- 学校現場や設置者の意向を十分反映した加配定数の在り方、特に、より安定的・計画的配置が可能となるような申請・配分の改善・見直しや、昨年7月26日の中央教育審議会初等中等教育分科会の提言で指摘された学校運営体制の整備、生徒指導の充実、児童生徒の心身両面の支援、食育の充実、事務処理体制の充実等の加配定数の充実方策
- 国・地方における中長期的な財源確保の状況を見通しつつ、できるだけ追加的な財政負担を伴わない計画的な教職員定数改善の在り方
- 公務員の定年延長の動向、今後の教員の資質能力向上方策などを視野に入れた、教職員の養成・採用・配置が円滑に行われるようにするための方策
- 中央教育審議会における今後の教員の資質能力向上方策の検討を受けた教員養成・採用・研修等の改善方策に対応した教職員定数配置の在り方
- 本年8月の障害者基本法の一部改正を受けた学校現場の変化の状況を踏まえた学校現場で求められる教職員配置の在り方
- 複式学級の学級編制の標準の見直し、学校統廃合の支援、過疎地域の学校など小規模な学校における教育指導上の課題の解消などその他の学級規模や教職員配置の在り方